

公 告

eラーニング教材を活用した学習支援事業について、受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告する。

令和6年10月2日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 事業の概要

(1) 事業名

eラーニング教材を活用した学習支援事業

(2) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

令和7年度の単年度契約とするが、事業の遂行状況が良好と認められ、予算について市議会で議決された場合に限り、令和8年度の契約を更新する。ただし、令和8年度中に、令和9年度の契約締結に向けて改めて選考を行うものとする。

(3) 事業の目的・内容

eラーニング教材を活用した学習支援事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行場所

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校

(5) 契約上限額

金 26,608,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) この公告の日以後に鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者であること。
- (3) 法人格を有し、かつ、本事業内容を十分に理解した上で事業を円滑に遂行できる者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 事業を円滑に遂行するために必要な組織、人員及び経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (9) この公告の日までの間に、仕様書へ記載する内容と同種のeラーニング教材を学校等（公立・私立を問わない。）に導入した実績があること。

3 実施要領等の交付

e ラーニング教材を活用した学習支援事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書を鳥取市公式ウェブサイトに掲載する。

交付期間は、令和6年10月2日（水）から令和6年10月31日（木）までとする。

4 参加表明書等の提出

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定めるところにより参加表明書等を提出するものとする。

5 企画提案書等の提出

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定めるところにより企画提案書等を提出するものとする。

6 選定方法

e ラーニング教材を活用した学習支援事業に係る公募型プロポーザルの選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、本事業に最も適していると認められる事業提案者を受託候補事業者として選定する。

7 契約の締結等

本事業の契約については、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）に基づき、実施要領に定めるところにより、企画提案書とともに提出した見積書に記載した見積額の範囲内で選定委員会において選定された受託候補事業者と締結する。

8 その他

その他詳細は、実施要領による。

9 担当課

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市教育委員会事務局 学校教育課（鳥取市役所本庁舎5階57番窓口）

電話：（0857）30-8411 ファクシミリ：（0857）20-3952

電子メール：kyo-gakkou@city.tottori.lg.jp